

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

(令和7年6月1日現在)

上越公共職業安定所

「障害者雇用促進法」では、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、事業主に対して従業員の一定以上の割合で障害者を雇用することを義務付け、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求めています。

今回の集計結果は、上越市、妙高市に本社を置く、雇用義務がある40.0人以上の民間企業の状況をまとめたものです。

(1) 上越所管内における雇用状況の推移

項目 年度	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者 数 (※)	身体	知的	精神	実雇用率	不足数	達成 企業数	達成 割合 (%)
令和3年度	166	24,183.0	567.0	298.0	162.5	106.5	2.34	66.0	108	65.1
令和4年度	167	24,042.0	582.0	299.0	175.0	108.0	2.42	63.0	113	67.7
令和5年度	166	24,000.0	604.5	294.5	187.0	123.0	2.52	58.0	120	72.3
令和6年度	183	25,224.5	635.0	308.0	183.0	144.0	2.52	97.5	109	59.6
令和7年度	183	25,754.0	643.0	288.0	178.5	176.5	2.50	105.5	115	62.8
対前年増減数	0	529.5	8.0	▲ 20.0	▲ 4.5	32.5	▲ 0.02	8.0	6	3.2

※ 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のカウント合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行っています。重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については1人を0.5カウント、精神障害者である短時間労働者については、当分の間、1人を1カウントとしています。

(2) 全国、新潟県、上越所管内の障害者雇用状況の比較

項目 年度	実雇用率(%)				達成割合(%)			
	全国	新潟県	上越所 管内	新潟県 との差	全国	新潟県	上越所 管内	新潟県 との差
令和5年度	2.33	2.38	2.52	0.14	50.1	60.5	72.3	11.8
令和6年度	2.41	2.45	2.52	0.07	46.0	55.2	59.6	4.4
令和7年度	2.41	2.45	2.50	0.05	46.0	56.0	62.8	6.8
対前年増減数	0.00	0.00	▲ 0.02	▲ 0.02	0.0	0.8	3.20	2.4

(3) 規模別障害者雇用状況

項目 規模別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率(%)			達成割合(%)	
				身体	知的	精神	R6.6	R7.6
40.0～99	101	6,235.0	151.0	69.5	41.5	40.0	2.39	2.42
100～299	65	9,934.0	250.5	107.0	78.0	65.5	2.56	2.52
300～499	10	3,642.5	95.0	34.0	34.0	27.0	2.61	2.61
500～	7	5,942.5	146.5	77.5	25.0	44.0	2.54	2.47
計	183	25,754.0	643.0	288.0	178.5	176.5	2.52	2.50
							59.6	62.8

(4) 産業別障害者雇用状況

項目 産業別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数				実雇用率(%)		達成割合(%)	
				身体	知的	精神	R6.6	R7.6	R6.6	R7.6
建設	30	2,729.0	59.5	39.5	5.0	15.0	2.18	2.18	52.0	53.3
製造	56	9,012.5	233.0	114.5	50.0	68.5	2.56	2.59	66.7	67.9
情報通信・運輸	19	1,823.5	29.0	12.5	3.0	13.5	2.29	1.59	55.6	47.4
卸・小売・飲食・宿泊	25	2,883.0	79.5	20.5	31.0	28.0	2.50	2.76	46.2	52.0
金融・不動産・賃貸	3	377.0	8.0	5.0	3.0	0.0	2.34	2.12	66.7	66.7
医療・福祉	34	6,064.5	179.0	60.0	79.5	39.5	2.92	2.95	71.4	82.4
サービス	13	2,443.0	52.0	33.0	7.0	12.0	2.24	2.13	64.3	69.2
その他	3	421.5	3.0	3.0	0.0	0.0	0.63	0.71	0.0	0.0
計	183	25,754.0	643.0	288.0	178.5	176.5	2.52	2.50	59.6	62.8

事業主の皆様へ

令和8年7月1日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

- 対象となる事業主の範囲が、従業員37.5人以上に広がります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和8年7月
民間企業	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上
国、地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

- 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の専任（努力義務）

- 令和6年4月から雇用率の算定方法が変更されました。

- 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。